

平成30年度山中湖村保育所利用者負担基準額表

平成28年度より、新たに国の取組みにおいて、所得割課税額が57,700円未満(第4-B階層以下)の世帯は、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無料となり、ひとり親家庭等の世帯で、所得割課税額が77,101円未満の世帯は第2子以降無料となります。

また、山梨県の「やまなし子育て応援事業」においては、所得割課税額が169,000円未満(第7階層以下)の世帯で、3歳未満児の子どもに対して、第2子以降無料の事業が開始されます。この事業に該当すると思われる世帯は、村への申請が必要になります。※申請書は役場ならびに保育所を通じて配布します。

階層区分については、4月から8月分の保育料は平成29年度所得割課税額で決定しますが、9月からは平成30年度所得割課税額で階層が決定いたします。

別表第1(第3条関係)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	利用者負担額(月額) 【母子・父子世帯、 障害者同居世帯】
階層区分	定義		
第1階層	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等自立支援法等による支援給付支給世帯(いずれも単給世帯を含む。)	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度分市町村民税非課税世帯又は当該年度分市町村民税の課税額が均等割額のみ在世帯	3,000円	0円
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	10,100円
第4階層		77,101円以上 211,200円以下	20,500円
第5階層		211,201円以上	25,700円

別表第2(第3条関係)

新 山中湖村保育所使用料金額

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		0歳		1~2歳		3歳		4歳以上	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	円	円	円	円	円	円	円	円
第2-B	村民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	円	円	円	円	円	円	円	円
第2	村民税非課税世帯(一般)	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
第3-B	(ひとり親世帯等)	77,101円未満	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
第3		48,600円未満	19,500円	16,500円	18,500円	15,500円	16,500円	13,500円	15,500円
第4-B	村	48,600円以上 57,700円未満	27,000円	24,000円	25,000円	22,000円	19,000円	16,000円	17,000円
第4	民	57,700円以上 77,101円未満	27,000円	24,000円	25,000円	22,000円	19,000円	16,000円	17,000円
第5	税	77,101円以上 97,000円未満	30,000円	27,000円	28,000円	25,000円	21,000円	18,000円	19,000円
第6	所	97,000円以上 133,000円未満	33,000円	30,000円	31,000円	28,000円	23,000円	20,000円	20,000円
第7	得	133,000円以上 169,000円未満	36,000円	35,000円	34,000円	31,000円	25,000円	22,000円	22,000円
第8	割	169,000円以上 235,000円未満	43,000円	40,000円	36,000円	33,000円	28,000円	25,000円	23,000円
第9	課	235,000円以上 301,000円未満	45,000円	42,000円	38,000円	35,000円	30,000円	27,000円	25,000円
第10	税	301,000円以上 349,000円未満	48,000円	45,000円	42,000円	39,000円	33,000円	30,000円	27,000円
第11	額	349,000円以上 397,000円未満	50,000円	47,000円	46,000円	43,000円	36,000円	33,000円	29,000円
第12		397,000円以上	52,000円	49,000円	50,000円	47,000円	40,000円	37,000円	32,000円

* 山中湖村は、子どもを2人以上保育所に預けた場合は、最年長の子ども第1子、その下の子を第2子とカウント第1子は、定められた金額を、第2子は定められた金額の半額となります。

・ 第3子以降は全額無料

国の改正

①所得割課税57,700円未満(第4-B階層以下世帯)
年齢制限撤廃、第2子半額 第3子無料

②ひとり親家庭世帯(所得課税77,101円未満の世帯)
第2子以降無料

県の改正

①所得割課税額169,000円未満(第7階層以下世帯)
3歳未満児で第2子以降無料